

四街道市一般住宅用充給電設備等導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、一般住宅用充給電設備等を設置することにより、災害時に在宅避難が可能になることで、避難所での密を回避することができ、また、ゼロカーボン都市に向けて、地球温暖化対策を推進するため、一般住宅用充給電設備等を購入し、及び設置した者に対し、当該年度の予算の範囲内において、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、四街道市一般住宅用充給電設備等導入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 次世代自動車 電気自動車、プラグインハイブリッド車及び燃料電池自動車をいう。
- (3) 電気自動車 電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く、4輪のものに限る。
- (4) プラグインハイブリッド車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く、4輪のものに限る。
- (5) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く、4輪のものに限る。
- (6) 新車 次世代自動車を購入しようとする者が当該次世代自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局において道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録を受けた自動車をいう。
- (7) 次世代自動車用急速充電器 次世代自動車（燃料電池自動車を除く。）を急速に充電する機器で、一般の用に供するものをいう。
- (8) 一般住宅用充給電設備（V2H充給電設備）（以下「V2H」という。） 次世代自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる設備をいう。
- (9) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(補助金対象設備等)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、未使用品のV2Hを設置する事業で、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 次世代自動車を所有していてV2Hを設置する事業
- (2) 次世代自動車を購入し、V2Hを設置する事業

2 前項で設置するV2Hまたは新車の次世代自動車（以下「補助対象設備」という。）の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次世代自動車を所有していてV2Hを設置した者、またはV2Hの設置とあわせて次世代自動車を購入した者とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請の際、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

に規定する住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 自らが属する世帯全員の市税の納付状況を市が確認することに同意し、かつ、市税を滞納していない者であること。

(3) 当該住宅に居住する者が四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(4) 所有または購入した次世代自動車の所有者であって、かつ、使用者であること（所有権留保付ローンで購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合を含む。）。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の本体の購入に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、補助金の額は下記に定めるとおりとする。

(1) 次世代自動車を所有していてV2Hを設置した場合は、補助対象経費に3分の1を乗じた額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）または20万円のいずれか低い額とする。

(2) V2Hの設置とあわせて次世代自動車を購入した場合は、20万円とする。

2 補助金の交付対象となるV2Hの台数は、補助対象者の属する世帯につき1台とする。

3 補助金の交付の回数は、補助対象者の属する世帯につき1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助申請者」という。）は、四街道市一般住宅用充給電設備等導入事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備及び設置に係る概要書（別紙）

(2) 補助対象経費が明記されている工事請負契約書等の写し

(3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し（ローン等による支払い分に対して、販売店から領収書が発行されない場合は、借入金が自動車等の購入に充当されたことを確認できる書類）の写し（当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること）

(4) 補助対象設備の型式、能力等の仕様が確認できる書類

(5) 補助対象設備の配置図

(6) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真

(7) 補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類

(8) 自動車検査証の写し

(9) 自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し（次世代自動車の購入に係る補助金を申請する場合に限る）

(10) 急速充電器に対応していることを確認するための写真等（次世代自動車の購入に係る補助金を申請する場合に限る）

(11) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業により取得した補助対象設備を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、四街道市一般住宅用充給電設備等導入事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により当該補助申請者に通知するものとする。

(実績報告及び確定通知の特例)

第9条 規則第12条に規定する実績報告については、第6条の交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 規則第13条に規定する確定通知については、前条の交付決定通知をもって当該確定通知があったものとみなす。

(交付の請求)

第10条 第8条の規定により通知を受けた者（以下「受給者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、四街道市一般住宅用充給電設備等導入事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書の提出期限は、当該年度の3月10日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときはその日後においてその日に最も近い休日等でない日）とする。

(交付の方法)

第11条 補助金の交付方法は、受給者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(財産処分の管理及び処分の制限)

第12条 受給者は、補助事業により取得した補助対象設備について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 受給者は、補助事業により取得した補助対象設備について、次の各号に掲げる耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、四街道市一般住宅用充給電設備等導入事業補助金設備処分承認申請書（様式第4号）により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) V2H 6年

(2) 次世代自動車 4年

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認または不承認とするときは、四街道市一般住宅用充給電設備等導入事業補助金設備処分承認・不承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 前項の場合において、市長の承認を得て補助対象設備を処分することにより収入があったときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、受給者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者であると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、四街道市一般住宅用充給電設備等導入事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

(受給者の責務)

第15条 受給者は、市長から省エネルギー設備等を設置した効果に関する資料の提供等を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公告の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1 (第3条第2項)

補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
V2H (一般住宅用充 給電設備)	要綱第2条第8号に規定するV2Hのうち、以下の要件を満たすもの。 (1) 未使用品を新たに購入したものであること。 (2) 販売店に対する支払が完了しているものであること。 (3) 次のいずれかに該当する住宅に設備を設置すること。 ア 申請者自らが所有し、かつ居住する住宅 イ 第三者が所有し、申請者自らが居住する住宅 (4) 設置の工事開始日及び完了日が補助金の交付を受ける年度の4月1日から12月28日までの日付となるものであること。 (5) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する国の補助事業の補助対象機器として登録されているものであること。
次世代自動車 (電気自動車、 プラグインハイ ブリッド車及び 燃料電池車)	要綱第2条第2号に規定する次世代自動車のうち、以下の要件を満たすもの。 (1) 補助金の交付を受けるにあたり、新車として購入したものであること。 (2) 販売店に対する支払が完了しているものであること。 (3) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内住所となるものであること。 (4) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金を受ける年度の4月1日から12月28日までの日付となるものであること。 (5) 急速充電器に対応していること。 (6) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する国の補助事業の補助対象機器として登録されているものであること。